

歯科医院における施設基準のウェブサイト掲載について

院内診療

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に基づき施設基準等で定められている保険医療機関の書面掲示事項についてウェブサイト上の掲載を行っております。また以下の施設基準等に関して厚生労働省近畿厚生局に届出を行い歯科医療に関わる医療安全について以下の通り取り組んでおります。

基本診療料関連の施設基準

【歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準（歯初診）】

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフが勤務しています。

【歯科外来診療医療安全対策加算】

当院では患者様が安心して歯科医療を受けられるよう、以下のとおり対応をおこなっています。

医療安全管理者を1名以上配置しています。

医療安全対策に関する研修を修了した常勤歯科医師を配置しています。

複数の歯科医師を配置/歯科医師と歯科衛生士が連携して診療を行っています。

医療安全管理者を1名以上配置しています。

以下の十分な装置・器具等を整備しています

- ・自動体外式除細動器（AED）
- ・経皮的動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
- ・酸素（人工呼吸・酸素吸入用）
- ・血圧計
- ・救急蘇生セット

医療に関する相談や苦情を受け付ける窓口を設置しています。

緊急時における対応マニュアルを作成し、定期的に訓練を実施しています

医療安全に関する問題を検討し、改善策を実施するための委員会を設置しています

医療に関する相談や苦情を受け付ける窓口を設置しています。

【歯科外来診療感染対策加算】

歯科点数表の初診料の施設基準の届出を行っています。

歯科医師が1名以上配置されており、歯科衛生士が1名以上配置されています

院内感染管理者が配置され、院内感染防止布対策に係る研修を受けたものがあります

歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削時等に飛来する細かな物質を吸収できる環境を保有しています

【明細書発行体制等加算】

診療の透明性を高めるため、公費負担も含め明細書を無料発行しています。ご不要な方は窓口にお申し

出ください。

在宅医療に関する施設基準

【歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準】

在宅で療養している患者様への診療を行っています。

【光学印象における歯科技工士との連携】

CAD/CAM インレー製作の際に光学印象を実施するにあたり、歯科技工士と十分な連携を行い口腔内の確認等を実施しています。

【CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー】

当院では、歯科補綴治療に関する専門知識を持ち 3 年以上の経験を有する歯科医師を 1 名以上配置しています。CAD/CAM と呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

補綴関連の施設基準

【クラウン・ブリッジ維持管理料】

歯冠補綴物またはブリッジを装着した患者様に対して維持管理に係る説明を行い、その内容を文書により提供した場合に限り加算されます。冠やブリッジが外れるなど異常があった際は場合はお早めにご来院ください。